

様式1 [申し合わせ事項]

【委員会、全協、共通様式】

令和元年 7月 8日

東員町議会  
議長 三宅 耕三 様

東員町議会  
中 村 等

## 研 修 報 告 書

下記のとおり視察研修をおこないましたので、関係書類を添えて報告します。

研修期間	令和元年 6月27日(木) ～ 令和元年 6月28日(金)【2日間】
研修(視察)先	令和元年 6月27日(木) 長野県軽井沢町  令和元年 6月28日(金) 長野県川上村
目的(テーマ等)	長野県軽井沢町 ・ 議会とまちづくりを語る会(議会報告会) の手法及び現状について ・ 通年議会導入による議会活動について  長野県川上村 教育施設(中学校)建設における補助金の活 用方法について
資料添付の有無	有 1. 長野県軽井沢町、長野県川上村研修 概要、内容、所感 2. 長野県軽井沢町、長野県川上村視察 資料

【裏面に研修概要、内容、所感記入】



長野県軽井沢町庁舎に於いて『議会とまちづくりを語る会(議会報告会)の手法及び現状について』及び『通年議会導入による議会活動について』主に前議長市村守氏より説明を受けました。

説明によると軽井沢町は、議会の役割として、以下を推進することを目的とした「活力あるまちづくりと町民等全体の福祉の向上。政策立案能力の向上、意思決定機関としての使命達成、町民の活発な地域活動を尊重、積極的な情報の公開、政策に対する町民等の参加、町長等への監視機能の強化や健全な緊張関係を保持、町民とともに「国際親善文化観光都市である軽井沢町にふさわしいまちづくり」を推進することを目的とした。

議会は担うべき役割を果たすための基本的な事項を明文化し、町民等に身近で親しみのある議会を目指し、豊かで住みよい未来に向けたまちづくりに寄与することとしています。

議会改革についての流れとしては、議会改革検討特別委員会を立ち上げ、協議、全員協議会での説明、町執行部等々との調整、パブリックコメント、その他関係事業として議会改革フォーラム等を行い、平成23年3月軽井沢町議会基本条例制定に至ったとのことでした。

基本条例は前文、本文22条及び附則で構成され、「議会は、町民等に関かれ、町民等の信頼と参加を求め、交流と討論の場であるよう活動すること」と規定し、平成23年4月1日より施行したとの事です。

委員会の協議経過については、平成22年3月に第11回議会改革検討特別委員会通年議会試行を実施し、新たな改革項目(基本条例)の検討に入り、その後、専門家への協力依頼等の検討(専門的知見の活用)を経て基本条例制定の考え方について、全協で報告するための資料を検討、全員協議会(議会基本条例の考え方について説明並びに、町民も含めた中で今後のスケジュール等)を調整、パブリックコメント、シンポジウム等の開催を検討する一方で、議会改革フォーラムへの参加依頼を区長会長、商工会等に依頼。

12月には議会基本条例のたたき台を作成し、パブリックコメント実施、条例案について町側と調整後平成23年3月に議会定例会3月会議最終日に提出されて可決したとのことでした。

#### 軽井沢町議会基本条例についての前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会・議員の活動原則(第3条・第4条)

第3章 議会と町民等との関係(第5条・第6条)

第4章 議会と町長等との関係(第7条―第9条)

第5章 議会の権限(第10条)

第6章 議会の組織・会議の運営(第11条―第15条)

第7章 議員の政治倫理・報酬・政務活動費・研修(第16条―第19条)

第8章 最高規範性(第20条・第21条)

第9章 見直し手続(第22条)

附則

となっています。

また、主に重要視されたことは、議会と町長等との関係についてであり、条例第7条（質疑応答の方式）に議会審議において、町長等との健全な緊張関係の保持に努めるため、質疑応答の方式を定め本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行うし言うことを規定した。

なお町長等は、本会議における議員の質疑又は質問に対して、議長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を問い合わせることができる。とすることで、議員、行政側と馴れ合いにならないように努めたとのことでした。

さらに会議の開催については、議会は、主体的で柔軟な対応と効率的な運営を図るため、通年議会を議会の定例会の回数を年1回とする通年議会を実施することを規定しました。

確かに通年議会においては、議員提出議案がいつでも提出・受理でき、また招集の必要がないことから緊急時にすぐ対応が可能となる。

議会が機動的に活動できるなどの利点があり、議会が活性化するとして評価されており、①議会のチェック機能を確保する仕組み、②議会の意思と住民の意思が乖離しない仕組み、③議員の資質向上を図る仕組み等を検討することが可能なことから全国的に「通年議会」を取り入れている議会もあるとのこと。

通年議会が採用されれば、通常議会の招集権は、地方自治法第101条第1項の規定に基づいている。

議会の会期は、法第102条第6項の規定に基づいて議会の議決で定めることになっている。

議会が主導的に議会を開く仕組みにはなっていないが、定例会の開催は平成16年の地方自治法改正を重んじて、議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くし、議会が主導的・機動的に活動できる制度によりチェック機能のより充実強化を図った。

災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会が開けることが重要で、首長が年1回・1月に議会を招集し議会が会期を12月までと決め、議長の判断により休会と再開を繰り返す「通年議会」制の導入がわが町にはふさわしいように思います。

しかし導入には課題・問題点もあります。

会期を設定する中で長い会期というのは、首長等執行機関の職員を議会の運営に拘束させる時間が多くなることや、通年議会の実施により、ほぼ年間を通して会期中とすることから、首長が議会を招集する「議会の議決に付すべき案件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなります。

地方自治法第179条に基づく専決処分が限りなくできなくなる可能性もありますので、行政執行の迅速化及び合理性を図るためにも、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行う必要があると考えます。

地方自治法第180条専決処分の委任「議会で議決した同一の議題については、同一会期中においては再び議決しない」一事不再議の取り扱いで、月をはさむことにより「事情変更の原則」を適用させるなどの拡大解釈の必要性もあり、従来どおりに3月・6月・9月・1

2月の年4回本会議を開催し、執行機関との関係において、議会運営に大きな影響が生じないような配慮も必要なのではないかと考え議論する必要があると思います。

最後に余談となりますが、軽井沢庁舎西側駐車場に、EV充電スタンドが設置されており充電器左側に備え付けの利用記録簿に記入すれば充電30分まで利用料金は充電無料で使用できるとのことです。

個人的には当東員町にも近代化(エコロジー)を進める観点から設置しても良いのかなと思いました。



視察研修二日目、の28日(金)には、長野県川上村にて『教育施設(中学校)建設における補助金の活用方法について』を研修しました。

視察先は「川上村立川上中学校」であり、この中学校は地元産唐松で造られた木造建築物です。

中学校の概要は

所在地：	長野県南佐久郡川上村大字原33
竣工：	2008年
構造：	大断面木造(一部RC造) 地上2階
面積：	6,395㎡
事業費：	1,805,888,000円

川上村役場到着後、「川上村文化センター」にて同村教育委員会担当者から教育施設建設の事業費、補助金、交付金の説明を受けその後中学校へ向かいました。

視察した学校は、千曲川の源流に位置し、豊かな自然に育まれた美しい自然と林業で栄えたであろう現在も豊かな唐松林を有する村の歴史、そして次世代を担う子どもたちの学び舎としてみごとに風景と調和をしておりました。

建設当時、川上村は森林の64%を占める唐松が50年の歳月を経て伐採期にあったことから地元のカラマツをふんだんに使っており、村の原風景である唐松の木立「美林」を柱で表現し、愛知万博で展示・利用されたアート作品とカナダ館の階段に使用された樹齢300年の木材をリユースすることにより万博の「人類と自然の共生」の精神も受け継いでいるとのことでした。

また村で唯一の中学校であることから、公的施設としても利用できるように独立した音楽堂にはパイプオルガンを設置し、ミニコンサートや卒業生たちの結婚式にも使えるよう設計をされていました。

この学校建設は、

- ・地域の樹種を活かす木の使い方 (スギ、カラマツ、広葉樹産地の特徴)
- ・地域の林産業の特徴に応じた木の使い方 (川上村、川中村、川下村の特徴)
- ・コストバランスに応じた木の使い方 (無理のない構造・部材の選択)
- ・メンテナンスに配慮した木の使い方 (地域の気候、使用部位への配慮)

などがなされており、当日に中学校をご案内いただいた栗林幸治教頭の説明で「食堂」は、地域の住民も利用可能で、世代を超えて交流する場所として位置づけを行いカラマツ以外の木は村有林交換プロジェクトで調達し、長野県大桑村の檜、根羽村の杉、そして川上村のカラマツが交流の証として食堂に飾ってありました。

この学校は過疎化が進んでいる村のために藤原忠彦村長が「卒業生が、川上中学校で結婚式を挙げるのが夢」とのことから新郎新婦が階段を下りてくる結婚式場のように廊下で動線を分けることで、住民も利用可能としています。

さらには教育的効果を向上する目的で「祖父が植え、父が育てたカラマツで、孫が学ぶ新校舎」を校舎設立の合言葉に広い廊下の掃除は「100年清掃」と名づけ中学生に大きな目標を与えると同時に階段の踊り場から見える農村風景の中で親が働く姿を見ながら学ぶことができるそうです。

木造の音楽ホールについても音響効果抜群でパイプオルガンの授業で感受性豊かな子供が育ちそうな感じでありました。

木を使用することによって、柔らかで温かみのある感触を有するとともに、室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高める等の優れた性質を備えている。特に建築仕上材として、適所に使用することにより、温かみと潤いのある教育環境を作りあげていました。

中学校は

◆平成22年度日事連建築賞一般建築部門【奨励賞】

- ・温かみと潤いのある教育環境づくり (文部科学省)
- ・地域の風土や文化、産業に即した施設づくり (農林水産省)
- ・森林・林業及び木材産業の活力を回復するため木材需要の拡大 (林野庁)

◆平成22年度第12回建築作品【優秀賞】

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」のモデルケースとして採用されました。

学舎に木材を利用することは、柔らかで温かみのある感触を有するとともに、室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高める等の優れた性質を備えていた。

特に、建築仕上材として、適所に木材を使用することにより、温かみと潤いのある教育環境づくりができ、心理・情緒・健康面への効果も顕著にみられるらしく内装の木質化によるストレス反応の緩和、授業での集中力が増す効果もあるそうで、内装が木質化された校舎では、非木質化校に比べ、子どもたちが教室を広々と感じ、校舎内での心地よさや自分の居場所などをより感じて生活しているとのことでもありました。

教室は、健康空間を構成する木の特性により、湿度は空中浮遊菌の繁殖に影響し、50%程度の湿度は菌の繁殖抑制に効果をもたらすと言われていて、木造校舎と内装を木質化した校舎におけるインフルエンザの蔓延が抑制される傾向が見られ、木質の床は、結露せず転んで怪我をする子どもが少なく足にかかる負担も少ないとの研究者の分析、アンケート結果があるらしいです。

こうしてみると良いことばかりのようである木造庁舎ではありますが、大量に木を使用することから木の伐採から納品までのリードタイムが長くなり地域産材を指定する機会が多く、

森林の所有規模が零細な北勢地区に於いては、木材供給に関わる業者が小規模で分散し非効率で、プロセスが多段階で複雑、透明性に欠ける可能性が高い。

また建設の主材料となる木材は、品質（性能）のばらつきが大きくJAS、強度（ヤング率）、乾燥度（含水率）、節、目、収縮、反り、曲がり・行政（施策）、発注者（首長）、設計者、施工者、木材供給者、木材生産者が連携して取り組まなければならないなどの問題が発生する可能性が極めて高く東員町が採用するにはかなり高いハードルとなる。

さらに財源についても川上村では、建設時に本来の文部科学省の補助金が配分基礎額の55%となるところが、交付金対象工事×98%×55%となったこと、国土交通省のまちづくり補助金をうけられたこと等、当時の補助がたくさ受けられ事業費18億のうち9億が補助金で賄えたことが大きいですが、底地の金額等、不明確な部分も多く東員町で木造建設を採用するにはさらに慎重な議論が必要であると考えます。